

甲賀市附属機関設置条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

本市では、公共交通と連携したまちづくりを進めるため、平成24年度に「甲賀市公共交通活性化まちづくり推進協議会」を設置し、「甲賀市公共交通活性化によるまちづくり推進計画（以下「推進計画」という。）」を策定しております。

推進計画は、「公共交通の利便性向上による自動車依存からの脱却」、「環境負荷の小さい都市構造の確立」、「都市計画と連動した拠点間移動、地域内移動の充実」、「公共交通による観光ルートの確立」を柱として各種事業を令和14年度にかけて実施していくこととしております。

しかし、本年12月中に、昨今の社会情勢の変化に対応していくため、「甲賀市地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）」を策定することから、推進計画を廃止し、交通計画に統合します。

つきましては、廃止する推進計画の策定に関わりのあった市長の附属機関として設置している「甲賀市公共交通活性化まちづくり推進協議会」が一定の役割を終えることから、甲賀市附属機関設置条例の一部を改正するものです。

なお、統合する交通計画については、法定協議会である「甲賀市地域公共交通活性化協議会」の所掌事務として継続して推進してまいります。

2 改正の概要

(1) 別表の1の市長の附属機関のうち、甲賀市公共交通活性化まちづくり推進協議会の項を削ります。

【別表関係】

(2) この条例は、令和6年1月1日から施行します。

【付則関係】